

地域循環型商品券

おの恋らっきゃらっきゃ券 取扱店募集要領

1. 発行の目的

小野市及び商工会議所では、年越し経済対策としてコロナに負けない「元気な小野市」を実現すべく、過去最大規模の「公平・平等」な支援策として、全市民に市内の商店等で使用できる「おの恋らっきゃらっきゃ券（以下、商品券）」を発行することで、消費喚起、生活支援と事業者支援を目指します。

2. 商品券の発行について

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | おの恋らっきゃらっきゃ券(以下「商品券」という) |
| (2) 発 行 者 | 小野市、小野商工会議所 |
| (3) 発行総額 | 4億8,200万円 |
| (4) 発行部数 | 48,200冊 |
| (5) 商 品 券 | 1冊10,000円
(1000円券10枚:共通券7,000円分、地域利用券3,000円分) |
| (6) 使用期間 | 令和2年12月10日(木)～3年3月21日(日) |
| (7) 配布予定 | 令和2年11月20日ごろ～12月10日 |
| (8) 配布方法 | 簡易書留郵便による配布 |

3. 取り扱いにおける厳守事項

重要…商品券には、共通券と地域利用券の2種類があります。

共通券…大型店舗を含む商品券登録店全ての店舗で利用できます。

地域利用券…小野市内に本社（本店）がある取扱店舗で利用できます。

大型店舗（※）…共通券のみ受領 地元店…共通券及び地域利用券も受領

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできませんが、地域循環型商品券ですので、取扱店同士の商取引の決済に利用することが出来ます。その際には、裏面の取扱店記入欄は空白にしておいてください。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合、釣銭は出ません。
- (4) 商品券額面と販売金額との不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券及び大型店（※）は地域利用券を受け取らないでください。
(誤って地域利用券を受け取られましても、換金は出来ません。)
- (6) 商品券は再発行できません。
- (7) 商品券の紛失及び盗難に対し、小野市・小野商工会議所はその責を負いません。
- (8) 商品券の生計同一者を除く第三者への転売・譲渡はしないでください。
- (9) 共通券の裏面に「小野市ゴルフ協会」の印刷がある商品券もありますが、他の共通券

同様に受理し換金いただけます。

4. 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 明らかな資産形成である出資や金融商品
- (2) 換金性が高く、6ヶ月以内の確実な消費につながらない商品券、プリペイドカード等
- (3) たばこ
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 性風俗特殊営業等への支払い
- (6) 国や地方公共団体への支払い(公営ギャンブルを含む各種公共料金の支払い等)ほか、小野市が適当でないと認めたもの

5. 取扱店の参加資格

小野市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の(1)から(4)に該当する事業者を除いたもので、小野市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行なっている事業者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者。
- (3) 上記[4 商品券の使用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

6. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター、のぼり、ステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに小野市産業創造課(0794-70-7137)まで報告してください。
- (3) 今回の商品券は地域循環型商品券ですので、登録店間での取引のみ再利用することが出来ます。但し、既に裏面の【取扱店記入欄】に店名等の記載がある商品券は受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (6) 兵庫県暴力団排除条例及び小野市暴力団排除条例を遵守してください。

(7) 商品券の第三者への譲渡が疑われる場合は一旦使用を保留し、市へ通報してください。

7. 申請手続について

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、小野商工会議所 総務課(下記(2))へ郵送又はFAXにて提出してください。

「取扱店登録申請書」は小野市・小野商工会議所のホームページからダウンロードできるほか、小野市産業創造課、小野商工会議所の窓口で配布します。

※小野市ホームページ <http://www.city.ono.hyogo.jp/>

小野商工会議所ホームページ <http://www.onocci.or.jp/>

(2) 申請書の提出先

小野商工会議所 総務課

〒675-1395 小野市王子町800-1

TEL：0794-63-1161 FAX：0794-63-3460

(3) 申請期間

令和2年10月7日(水)から令和3年3月1日(月)まで

※**令和2年10月23日(金)**までに申請した取扱店は、一覧表を作成して11月下旬に商品券とともに市民へ配布します。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、審査を経て取扱店として承認します。承認した場合には後日「取扱店通知書」を郵送し結果を通知します。

(5) その他

- ①個別の店舗ごとに申し込んでください。小野市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。
- ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。
- ③配布物として、換金(振込)依頼書、ポスター、ステッカー、のぼり、取扱店証明書が準備出来次第連絡いたしますので、当所まで受け取りに来てください。

8. 換金について

全て登録口座への振り込みとします。登録口座に不備があり、再振り込みとなった場合は振込手数料をご負担いただきます。

振込先登録口座の変更を希望される際は、取扱店証明書をご持参の上、変更届をご提出ください。

(1) 換金方法(登録口座への振込)

取扱店は換金期間内の、平日9時～16時(小野商工会議所開館日)に小野商工会議所窓口へ「取扱店証明書」と使用済商品券、商品券換金(振込)依頼書を提出してください。「小野市ゴルフ協会」の印刷がある商品券は、商品券換金(振込)依頼書を別

途提出願います。

(2) 換金に必要なもの ※全て揃わないと換金受付いたしません。

①使用済商品券(取扱店名を記入してください)

②商品券換金(振込)依頼書

(その都度、換金に持ち込まれた商品券の枚数を記入してください)

③取扱店証明書

④当日窓口に来られた方の身分証明書(運転免許証等)番号を控えさせていただきます。

(3) 換金期間

令和2年12月21日(月)から令和3年3月26日(金)(厳守)まで

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

9. 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10. その他留意事項

(1) この「募集要領」に記載されていない事項は、小野商工会議所へお問い合わせください。

(2) 取扱店情報(店舗名称、所在地等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、小野市、小野商工会議所のホームページ等によりPRします。

<問い合わせ先> 小野商工会議所 総務課

〒675-1395 小野市王子町800-1

TEL : 0794-63-1161 FAX : 0794-63-3460